

議案第 35 号

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 29 号）の一部を次のように改正する。
第 27 条の 4 中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 27 条の 4 の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税の法人税割の税率を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。